

スクールゾーン推進組織助成金交付要綱

制 定 平成 5 年 4 月 1 日（区長決裁）

最近改正 平成 22 年 7 月 7 日中地振第 1878 号（区長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、スクールゾーン推進組織助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、交通事故防止を目的とする地域の自主的な活動の育成を図ることを目的とする。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（助成団体）

第 3 条 スクールゾーン内の交通事故防止を目的として結成された組織で、地域内の P T A、自治会・町内会、青少年団体等の代表をもって構成され、自主的な活動を行っている横浜市中区内の団体（以下「スクールゾーン推進組織」という。）とする。

（助成金額）

第 4 条 助成金額は、1 団体につき年額 20,000 円とする。

（助成金交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとするスクールゾーン推進組織は、横浜市中区長（以下「区長」という。）が指定する日までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) スクールゾーン推進組織助成金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（第 2 号様式）
- (3) 収支予算書（第 3 号様式）
- (4) 会員名簿、規約等組織の内容を示す書類

（助成金交付決定）

第 6 条 区長は、助成金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付を決定し、スクールゾーン推進組織助成金交付決定通知書（第 4 号様式 以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、必要と認めるときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

3 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、スクールゾーン推進組織助成金不交付決定通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第 7 条 区長は、助成金交付を決定したスクールゾーン推進組織が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、スクールゾーン推進組織助成金交付決定取消通知書（第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) この要綱又は交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付決定を受けたスクールゾーン推進組織は、区長に対して、スクールゾーン推進組織助成金請求書（第7号様式 以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

2 区長は、請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(経費の明瞭化)

第9条 助成金の交付を受けたスクールゾーン推進組織は、助成金の使途について収支を明らかにしておかなければならない。

(活動報告)

第10条 助成金の交付を受けたスクールゾーン推進組織は、助成金交付年度内の、区長が指定する日までに、活動報告書（第8号様式）及び収支決算報告書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

(調査)

第11条 区長は、必要があると認めた場合には、スクールゾーン推進組織の活動について報告を求めることができる。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、活動報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、スクールゾーン推進組織助成金額確定通知書（第10号様式）により活動報告書を提出したスクールゾーン推進組に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 区長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、スクールゾーン推進組織助成金返還請求書（第11号様式）をもって、助成金を交付したスクールゾーン推進組織に対して余剰金の返還を求めるものとする。

2 返還金の納付が確認できない場合は、スクールゾーン推進組織に対して交付すべき、助成金の交付を一時停止するものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事項は中土木事務所と協議し決定する。

附 則 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱改正前に交付した補助金に係る事項は、なお従前の例による。また施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式（第5条第1項第1号）

スクールゾーン推進組織助成金交付申請書

平成 年 月 日

横浜市 中区 長

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

スクールゾーン推進組織助成金交付要綱に基づき助成金を交付されるよう申請します。

(会の概要)

1 設立年月日 昭和・平成 年 月 日

2 事業計画等 平成 年度事業計画書のとおり

3 添付書類

- ・ 平成 年度予算書
- ・ スクールゾーン対策協議会組織名簿
- ・ 校区の通学路地図

平成 年度 収 支 予 算 書

名称

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
助 成 金	円	
合 計	円	

2 支 出

項 目	予 算 額	備 考
	円	
合 計	円	

スクールゾーン推進組織助成金交付決定通知書

中 地 振 第 号
平成 年 月 日

学校
スクールゾーン対策協議会
会長 様

横浜市中区長 印

スクールゾーン推進組織助成金交付について

平成 年 月 日をもって申請のあった、スクールゾーン推進組織助成金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額 円

2 交付条件

- (1) この助成金は、スクールゾーン推進活動のために使用し、他の事業には、流用しないでください。
- (2) 年 月 日までに、活動報告書（第8号様式）および収支決算報告書（第9号様式）を提出してください。
- (3) 剰余金が生じた時は、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続きで助成金の交付を受けた時には、助成金の全部、または一部を返還していただきます。
- (5) この助成金の用途について、必要があると認めるときは調査を行うことがあります。

事務担当：中区地域振興課 ○○

TEL：○○○-○○○○

FAX：○○○-○○○○

中地振第 号
年 月 日

様

横浜市中区長 印

スクールゾーン推進組織助成金不交付決定通知書

年 月 日に交付申請のありました「スクールゾーン推進組織助成金」
については、次のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

1 不交付理由

事務担当：中区地域振興課 ○○

TEL：○○○-○○○○

FAX：○○○-○○○○

第6号様式（第7条第1項）

中地振第 号

年 月 日

様

横浜市中区長

印

スクールゾーン推進組織助成金交付決定取消通知書

年 月 日に交付決定した「スクールゾーン推進組織助成金」については、次の理由により補助決定を取消すことと決定しましたので通知します。

1 取消の理由

事務担当：中区地域振興課 ○○

TEL：○○○-○○○○

FAX：○○○-○○○○

スクールゾーン推進組織助成金請求書

横浜市中区長

¥ _____ ー

平成 _____ 年度のスクールゾーン推進協議会に対する助成金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

請求者（所在地） _____

（団体名） _____

（代表者氏名） _____ 印

上記助成金を次の口座にお振り込みください。

（振込先）	金融機関名・支店名 _____	預金種目 _____
	口座番号 _____	
	口座名義（通帳に記載されているとおり記入してください）	
	よみがな _____	
	団体名・氏名等 _____	

請求者と口座名義が異なりますが、上記口座に振り込まれるようお願いいたします。

（代表者氏名） _____ 印

※ 請求者と口座名義が異なる場合に、上欄に記名・押印してください。

平成 年度 収 支 決 算 報 告 書

名称

1 収 入

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
助 成 金	円	円	
合 計	円	円	

2 支 出

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
合 計	円	円	

第 10 号様式 (第 12 条)

中地振第 号
年 月 日

(団体名等)
(代表者名)

横浜市中区長



スクールゾーン推進組織助成金額確定通知書

平成 年 月 日に申請のありました平成 年度スクールゾーン推進組織助成金については、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

補助金交付 確定 額	円
補助金交付決定額	円
差 額	0 円

事務担当：中区地域振興課 ○○

TEL：○○○-○○○○

FAX：○○○-○○○○

第 11 号様式（第 13 条第 1 項）

中地振第 号
年 月 日

(団体名等)
(代表者名)

横浜市中区長



スクールゾーン推進組織助成金返還請求書

平成 年 月 日中地振第 号により交付したスクールゾーン推進組織助成金について、要綱第 13 条第 1 項の規定により返還を請求します。

1 助成金返還請求額

2 返還請求の理由

3 返還期限

別添「納付書」により、平成 年 月 日までに納付してください。

事務担当：中区地域振興課 ○○

TEL：○○○-○○○○

FAX：○○○-○○○○